

区民の声の公表（令和5年10月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区への回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
世田谷区内の移動環境を改善したい	世田谷区内の移動についてのお願いです。普段世田谷区内の移動ではLuupを利用しているため、世田谷区の中にLuupのポートをもっと置いてもらえると、私も含めて皆さん街歩きを楽しめると思っています。世田谷区内での交通の便がよくなり移動がしやすくなると思いますので、検討をお願いします。	世田谷区では、現在、自転車利用の推進を図り、区内移動の利便性を向上するため、オープンストリート株式会社及び株式会社ドコモ・バイクシェアと協定を締結し、事業の導入効果を検証するための実証実験を実施しています。この中で、区の施設や一部の区立公園等にシェアサイクルポートを設置し、民有地を含め約150か所にシェアサイクルポートを展開しています。区内の移動には、区レンタサイクルに加え、民間のシェアリングモビリティサービスのLuupやハローサイクリング、ドコモ・バイクシェアといった多くのサービスが選択できる状況となっています。用途や目的に応じて、各サービスのご利用をお願いします。(令和5年10月4日時点回答)	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和5年10月2日	区HP:シェアサイクル実証実験を実施しています
東京都ベビーシッター利用支援を世田谷区にも導入してほしいです	世田谷区は1対1の保育のリスク等から、ベビーシッター利用支援事業を導入していないとのことですが、各家庭でカメラ設置等対応策はたくさんあります。インフルエンザ等も流行るなか、親が体調を崩した場合、ベビーシッターを頼るしかない家庭もたくさんあります。次年度の4月からの導入でも遅く、今すぐに導入してほしい人がたくさんいます。体調不良時にベビーシッターを通常利用するとすると、莫大な費用がかかります。現在幼稚園でもインフルエンザ等流行し、以前感染症で家族全員動けなくなったとき大変すぎて、また同じようになると思うと恐ろしいです。早急なご対応をお願いしたいです。	世田谷区では、集団保育による保育の質を確保するという方針にもとづき待機児童の解消を目指してきた経緯や、ベビーシッター事業は、保育者が一人で保育に当たるといった密室性の弊害や、保育者が一人で保育に当たり、その保育者も固定化することが困難であるため、保育の質と安全性の観点から、事業の性質に大きな課題があるものと考えております。ご指摘のカメラの設置については、不適切な対応等を抑止する一定の効果が期待される一方で、撮影範囲の死角など、カメラの設置だけでは解決できない課題があります。また、本事業の対象となる区外事業者については区の指導検査権限が及ばない制度となっており、区が直接保育の質を確認できない状況では、現行のベビーシッター利用に関する補助事業の実施は難しいものと判断しております。ご希望に沿うことができず、大変申し訳ございません。なお、世田谷区では、保育の質を重視し、一定の質を確保した事業者の保育施設を整備してきております。また、様々な保育ニーズにお応えするため、認可保育園や認可外保育施設(保育室等)での「一時保育」や認証保育所での「一時預かり」(令和5年4月開始)を実施しておりますので、これら施設の利用や各種事業もご検討いただけると幸いです。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-2224 FAX 03-5432-3018	令和5年10月2日	区HP:お子さんの一時預かり「ほっとステイ」
大気汚染測定結果について	世田谷区における大気汚染の測定結果にて、毎年「光化学オキシダント」が環境基準を達成できていませんが、これに対する①対策 ②いつ達成できるのか③達成を阻害している要因について知りたいです。個人的には自動車の交通量が多いためと考えておりますが、これを抑制する条例などは考えられないのでしょうか？	光化学オキシダントは、主に工場などの事業所や自動車などから排出される窒素酸化物が紫外線の効果により化学反応することで発生し、高濃度になると、目やのど等の粘膜刺激や意識障害などの健康被害を引き起こされます。そのため、昭和48年3月「環境庁告示25号」により、環境基準が告示されたほか、都民の健康と安全を確保した環境に関する条例により、事業所等に対して排出基準が定められています。また、東京都では、光化学オキシダントの濃度が高くなり、健康被害が生ずる恐れがある場合に、光化学オキシダント警報や光化学オキシダント注意報を発令しています。現状では、環境基準の達成はできておりませんが、各種取り組みにより、光化学スモッグ注意報の発令日数は、最も多かった昭和48年の43日(健康被害者数8437人)に比べ、令和4年では7日(健康被害者数0人)となり、8割以上減少しています。世田谷区としても、国や都の動向を踏まえ、必要に応じ連携し、適切な情報発信等に取り組んでまいります。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年10月2日	区HP:世田谷区内の大気汚染調査結果について
転入時の保育園の入園について	4月に世田谷区に転入予定なのですが、4月入園に世田谷区民と同じ括りで選考が受けられないと案内されました。他の自治体では売買契約書があれば、転入予定であっても同等の扱いを受けられるところがあります。何とか制度の見直しをお願いします。	世田谷区では、区民優先のため区民の選考が終了した後に区外のお子さんの選考を行うことを基本としていますが、入園日である1日時点で既に世田谷区民になっていることを条件に、転入予定の方からのお申込みでも、区民と同等の選考を実施しています。1日時点で世田谷区民であるためには、入園月の前月の末日までに区に転入している必要がありますので、現在このような取り扱いとしています。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和5年10月4日	
図書館のマイページの設定について	企業だと、例えば、銀行口座など、セキュリティを高める必要のあるものは、一定時間で自動ログアウトしますが、簡単なサイトだと、ログインを維持したまま、次回のアクセスの利便性を維持しています。図書館のサイトも自動ログアウトしないような設定を希望します。しょっちゅうログアウトしてしまい面倒です。本の予約の管理に、高度なセキュリティは不要です。	世田谷区立図書館では、利用者のプライバシーを守るため、貸出履歴や予約履歴などの個人情報については業務上必要な最低限の情報だけを保持し、業務上必要なくなった時点で削除することとしています。そのため、タイムアウト時間を設定しており、何も操作せず30分経過すると自動でログアウトとなります。お手数をおかけして申し訳ありませんが、利用者の個人情報保護のため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。また、都内でも、システム更新を契機に貸出履歴の保持や予約した資料が削除されない「お気に入り機能」を設けている図書館が増えてきていることは把握しています。世田谷区につきましても、システム更新の機会等を捉え、プライバシー保護と利便性の向上といった課題や運用等について検討をいたします。(令和5年10月24日時点回答)	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年10月6日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
路上喫煙について	路上喫煙が多いと感じています。緑が多かったり散歩コースが整備されていたりと大変ありがたいのですが、頻繁に路上喫煙者に遭遇します。建築現場付近や、停車中の車内で窓を開けながら吸っているケースが多いように見受けられます。特に子連れで歩いていると、副流煙やポイ捨てされた吸い殻での事故についても心配です。路上喫煙者への厳しい取り締まりについて、御検討いただけると幸いです。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化の促進及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。たばこルールの実施にあたり、環境美化指導員による巡回や電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などに取り組んでいます。特にお困りの場所がありましたら、環境美化指導員による巡回を実施しますので、住所や施設の名称等をご連絡ください。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年10月13日	区HP:世田谷区内全域の道路・公園は禁煙です
印鑑証明の取得について	印鑑証明書を取得する時に、なぜ必ず印鑑証明カードが必要なのか教えてください。本人確認書類の運転免許証があれば、印鑑証明の登録が出来、即日印鑑証明書を発行出来るのに、登録カードを忘れた場合は、免許証では発行出来ない理由を教えてください。	印鑑登録事務の取扱いは、国の印鑑登録事務処理要領を基に各自治体が定めており、当該要領にも同様の記載があります。世田谷区では印鑑登録証明書を窓口にてご申請いただく場合、印鑑登録証(印鑑証明カード)の提示が必須であることが「世田谷区印鑑条例」により定められています。これは、印鑑の登録をされている旨を証するものとして印鑑登録証(印鑑証明カード)を本人に交付し、さらに印鑑登録証明交付の申請の際に、それを提示することによって本人であること、あるいは本人の意思により印鑑登録がされたものであることを証明する機能を持つとしているためです。このため上記の理由により、窓口でのご申請の際は、印鑑登録証(印鑑証明カード)を提示された場合のみ交付をしています。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和5年10月13日	区HP:印鑑登録証明書の交付
マイナンバーカードの利用について	先日、国民健康保険料の還付手続きをしましたが、マイナンバーカードに登録している銀行口座への振込のためには、マイナンバーカードのコピーを添付する必要があり、びっくりしました。せっかく口座とマイナンバーを紐つけているのに大量の紙を郵便で送られ、その返信にマイナンバーの記入と写しの添付を求めるとはなんのための口座登録なのかと思いました。環境のこともありますし、郵便コストのこともありますので、もっと税金の無駄遣いと人件費の削減を考えた効率的な運用をお願いします。	世田谷区では、国民健康保険のお手続き等で区民の皆様へ通知を差し上げる際には、確実にご本人様にお届けするために、住民票に記載された住所へ郵送しています。お尋ねいただいた公金受取口座へ還付する場合のマイナンバーカードのコピー添付についてですが、マイナンバー(個人番号)を利用する手続きは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」または条例で定められたものに限られており、これらの手続きの際には申請書等に個人番号を記載いただいた上で、個人番号の確認とご本人の確認をすることが求められています。個人番号の確認のためには、原則として、マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード等を提示いただくことが番号法で定められており、郵送で提出される場合はこれらのコピーを添付いただくこととなっています。ご理解いただけますよう、よろしくお願います。なお、世田谷区では全庁でDX推進を図っています。各種申請方法については、今後も、制度に則して、より便利で効率的な方法の検討を継続してまいります。	保健福祉政策部 保険料収納課	電話 03-5432-2339 FAX 03-5432-3038	令和5年10月18日	
成人を祝う式典について	世田谷区で、他自治体が開催している、障がい者を対象とした成人を祝うつどいを開催してもらえないのでしょうか。	世田谷区二十歳のつどい(成人式)は、対象となる全ての方にご案内状をお送りし、誰もが式典にご参加いただけるよう、会場の環境づくりに努めています。当日は、職員による会場内への介添え・ご案内、車いす等の専用観覧スペースや駐車場の確保、手話通訳とパソコン文字通訳の配置、字幕入りビデオレターの上映等、可能な限りバリアフリーに努めています。また、当日会場にお越しになることができない方に向けまして、式典の様子を実行委員会YouTubeチャンネルで期間を定めてライブ配信や録画配信を行っています。式典の参加にあたっては、介添えの方も一緒にご入場できることや、当日に従事する職員に対しまして、丁寧な対応を行うよう指示の徹底を図ってまいります。障害のある方のための「二十歳のつどい」開催というご意見をいただきましたが、二十歳を迎える多くの皆さんと一緒に参加いただければと思います。	生活文化政策部 区民健康村・かるさと・交流推進課	電話 03-6304-3593 FAX 03-6304-3714	令和5年10月20日	
学校での感染症対策について	現在、区立小学校では一切の感染症対策をせずに生活しています。換気だけは時折やっているようです。そんな中、学級閉鎖のクラスがいくつも出てきています。マスク着用率は1~2割と大変低く、給食時は向かい合って話しながら食べているため、わざわざ事情があつてマスクして登校しているのに、その意味を台無しにしています。今年5月から一気に感染症対策を放棄した結果、去年より2倍も病気にかかるようになりました。子どもたちの学が権利を守っていただきたく、せめて感染症の流行期にはそれ相応の対応にアップデートしていただきたい、と切実に思っています。	世田谷区教育委員会では、インフルエンザの流行期に合わせ9月4日に学校あてにインフルエンザ発生時の措置に関する区からの通知や学校における感染予防のための措置に関する東京都からの通知を周知しております。また、東京都からのインフルエンザ流行注意発表表を受け、9月22日に学校あてに東京都からのインフルエンザの感染が拡大しているとの通知と感染予防対策を周知し、合わせてすぐ一にて保護者の皆様にも感染が拡大していることと基本的な感染防止対策についてのお願いを周知いたしました。区内学校では、上記の通知を踏まえ換気や手洗い、児童生徒の健康観察などの基本的な感染症対策については日常的に行うよう努めておりますが、今回ご指摘いただきました給食時の感染対策については東京都からの通知を含め特に定めはございません。今後、いただいたご意見を参考に感染症流行期における給食時の感染対策について検討してまいります。引き続き、子どもたちの学校生活の充実を両立できるよう、感染症流行状況を注視しながら、適切な対応に努めてまいります。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2693 FAX 03-5432-3029	令和5年10月23日	
地下水検査を希望する	東京の多摩地区その他の地域で地下水からPFASが検出されたとの報道がありました。世田谷のすぐ隣の近隣自治体でも検出されたと聞きます。世田谷区内には地下水をくみ上げているところが複数あります。飲料には用いていないとしても、非常時の用水として指定されているものも多いです。植物に撒水すれば、土壌に蓄積されるなどの影響が出てきます。災害用に指定されているところの水は、定期的に水質検査は行われていますが、PFAS検査はされていません。世田谷区でもPFAS検査をしていただきたいと思えます。地下水脈はつながっているのに、近隣自治体で検出されて、世田谷区は大丈夫ということは考えにくいです。	世田谷区では、ホームページにて有機フッ素化合物に関する情報や東京都環境局の地下水調査結果、都水道局の水道水の安全情報、都保健医療局「PFASに関する相談窓口」、環境省「PFASに対する総合戦略専門家会議」の案内を行うとともに、引き続き井戸水の飲用を控えるよう発信しております。地下水検査につきましては、東京都の地下水調査や継続監視調査が行われること、区において地下水は飲用に供されていないことから、現時点では、区独自の調査は予定しておりません。また、ご懸念されている土壌中の有機フッ素化合物に関しては基準値が設定されていないことや、環境中から農産物を介しての人体への健康影響についての科学的見解が無い状態です。引き続き国や都の動向に注視していきたいと思えます。	環境政策部環境保全課 世田谷保健所生活保健課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981 電話 03-5432-2927 FAX 03-5432-3054	令和5年10月30日	区HP:有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)について